

第3章 計画の基本的な考え方

本市では以下のとおり、基本方針及び施策目標を定め、施策を展開していきます。

1. 基本理念（第2次小都市地域福祉計画）

だれもが「つながり」と「支え合い」のなかで幸せを実現できるまちおごおり

2. 基本方針

住民一人ひとりが意思を尊重され、いきいきと暮らし権利が守られる環境づくり

【施策目標1】成年後見制度の周知・啓発

- ① わかりやすい講演会・講座の開催
- ② 講演会や相談会の実施に対する支援
- ③ 広報活動の推進

【施策目標2】利用しやすい環境整備と担い手の支援

- ① 親族後見人の支援
- ② 市民後見人候補者の育成・活用
- ③ 日常生活自立支援事業との連携

【施策目標3】権利擁護支援の地域ネットワークの構築

- ① 支援が必要である方の早期発見・支援の仕組みづくり
- ② 後見人支援機能の強化
- ③ 関係団体との連携

3. 各施策の内容

【施策目標 1】成年後見制度の周知・啓発

現状・これまでの主な取り組み

法定後見制度・任意後見制度などの成年後見制度の基本的な仕組みを学ぶ機会として、市民向け講演会や介護保険事業所向け講演会を開催しています。制度の周知・利用促進に向けて広報やホームページ等において、制度や講演会などの周知を行っているほか、制度のパンフレットや相談窓口の案内チラシ等を作成・配布しています。

取り組みの方向性

誰もが成年後見制度を正しく理解できるよう、引き続き市民ニーズを踏まえたわかりやすい制度の周知に努めます。また、支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう、情報提供や理解促進につながる機会の充実を図ります

主な取り組み

1. わかりやすい講演会・講座の開催

- ① 士業等専門職を講師とした講演会を開催し、後見業務の説明など、具体的なテーマにより、制度の周知を行います。
- ② 出前講座など、対話型の啓発事業を推進し、利用者の目線に立った内容で説明を行うことで、制度の利用促進を図ります。

2. 講演会や相談会の実施に対する支援

- ① 士業団体による講演会や無料相談会など、制度に対する各種啓発事業の実施を支援します。

3. 広報活動の推進

- ① 成年後見制度の周知啓発に向けたわかりやすいパンフレットを作成し、公

共施設等に配架するほか、相談窓口、講演会、出前講座等、様々な機会で配布・説明します。

② 事業や制度の周知にあたって、本市及び社会福祉協議会の広報紙やホームページに加え、メールやSNSなどを活用した周知を行います。

4. 早期の支援につなげるための相談先の周知

① 制度の利用に至っていない人を早期支援につなげることができるように、市内各所の相談窓口の周知を強化します。

【施策目標2】利用しやすい環境整備と担い手の支援

現状・これまでの主な取り組み

制度を必要とする方が適切に利用できるよう、成年後見制度に関する相談窓口として、福祉課及び長寿支援課にて相談を受け付け対応しています。このほか基幹型相談支援センター、3地区地域包括支援センター等でも相談を受け付けています。

取り組みの方向性

制度利用の需要増加が見込まれる中、利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用できるよう、相談窓口の充実や親族後見の支援に取り組みます。

また、成年後見等の担い手として市民後見人の育成を行い、家庭裁判所より選任された後も安心して後見業務を行えるようサポートします。

市長申立てや報酬助成制度により、成年後見制度が必要となる方に対する支援を的確に行います。

主な取り組み

1. 親族後見人の支援

親族による支援の促進に向け、実例等を交えて制度の周知啓発を行います。また、親族後見人に対する支援として、相談対応や親族後見人相互の情報共有に向けた仕組みづくりに努めます。

2. 市民後見人候補者の育成・活用

市民後見人候補者の育成・活用を推進し、関係機関等と受任に向けた調整を行います。

3. 日常生活自立支援事業との連携

社会福祉協議会の相談窓口において、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を目的とした、日常生活自立支援事業とともに業務を掌握し、成年後見制度への移行を含めた多様な選択をスムーズに進めます。

4. 法人後見人の支援

法人後見業務を担うNPO法人等との定期的な情報交換会を開催し、士業アドバイザー等による課題解決に向けた支援を行います。

5. 成年後見制度の利用支援

本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合、市長により成年後見人等の選任の申立てを行います。その際、成年後見人等の報酬に係る費用負担が困難な場合、適切な助成を行います。

【施策目標3】権利擁護支援の地域ネットワークの構築

現状・これまでの主な取り組み

国の基本計画により、権利擁護支援が必要な人の発見、早期の段階からの相談・対応の整備として地域連携ネットワークの整備が求められています。

本市では、成年後見人等に対する支援として、担当課の窓口にて相談対応や市内介護保険事業者向けの実務者研修会を実施しています。

また、成年後見制度に伴う効果的な施策の推進に向け、小都市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会を設置しました。

取り組みの方向性

地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげられるよう、地域連携ネットワークの整備・運営等を担う中核機関の設置を進めます。

主な取り組み

1. 支援が必要となる方の早期発見・支援の仕組みづくり

市役所担当課や地域包括支援センターなどの相談支援機関が権利擁護を必要とする人を早期に発見し、その人の状況に応じて、法律・福祉・保健・医療・地域等の関係者が協力し、本人の意思や状況を継続的に把握しながら支援していきます。

2. 後見人支援機能の強化

①成年後見人等が抱える解決困難事例の対応について、士業への相談などのバックアップを行うとともに、早期解決のための体制づくりを検討します。

②専門的知見が必要な場合の専門職による支援体制や、専門職同士の相互支援機能の強化、成年後見人等の監督役となる家庭裁判所との連携体制の構築を進めます。

3. 関係団体との連携

家庭裁判所との情報提供を図るほか、士業団体や金融機関団体、民間団体・NPO法人等との連携を進めます。

小都市の権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク

